

| 市町村 | (新築) 助成額 | (リフォーム) 助成額 | 担当 | 問い合わせ先 | HP | 備考 |
|------|--|---|-------------------------|--------------|---|---|
| 鳥取県 | 最大100万円 ※1 ※とっとり健康省エネ住宅の場合150万円 | 最大50万円 ※2 | 県庁住まいまちづくり課 | 0857-26-7371 | https://www.pref.tottori.lg.jp/296/809.htm | ※1：県産材を10立方メートル以上使用すること。 ※2：構造、下地材として県産材を使用すること。県産材を使用した内装仕上げ材または外装仕上げ材を使用することが必須。 |
| 鳥取市 | | | 建築住宅課 | 0857-30-8371 | | |
| 岩美町 | 20万円 ※多世代同居世帯の場合50万円 | 通常世帯:対象工事費の10%(上限10万円) 通常世帯以外:対象工事費の15%(上限15万円) | 住民生活課 住宅係 | 0857-73-1415 | http://www.iwami.gr.jp/2389.htm | リフォーム助成は工事に要する費用が10万円以上のもので、 町内審査 が施工するものに限る |
| 若桜町 | 対象費用の1/2以内 ※1 (町外施工業者に発注した場合は上限100万円) | 対象費用の1/2以内 ※2 (町外施工業者に発注した場合は上限100万円) | ふるさと創生課 | 0858-82-2231 | http://www.town.wakasa.tottori.jp/?news=%7e%a7%bb%e4%bd%81%e5%ae%9a%e4%bd%81%e3%83%bb%e7%a9%ba%e3%81%8d%e5 | ※1：対象者は移住希望者 ※2：移住者に提供する目的で空き家を改修する場合 |
| 智頭町 | | 対象費用の15/100(上限15万円) | 企画課 | 0858-75-4112 | http://cms.sanin.jp/p/chizu/kikaku/31/ | 町内の施工業者が請負う工事費が20万円以上のもの |
| 八頭町 | | 対象費用の30%(上限30万円) | 地方創生室 | 0858-76-0213 | http://www.town.yazu.tottori.jp/2676.htm | 町内の施工業者が請負う工事費が50万円以上のもの |
| 倉吉市 | | 工事費の10%で上限20万円 (障がい者が属する世帯、高齢者だけの世帯、18歳未満の者を含む世帯、市外移住者世帯は工事費の15%で上限30万円) | 建設部 建築住宅課 | 0858-22-8175 | https://www.city.kurayoshi.lg.jp/kyousei/div/kensetsu/kenchiku/a1/02/ | 市内の施工業者が請負う工事費が20万円以上のもの 応募期間：令和3年4月20日から令和3年5月19日(17:00必着)まで |
| 三朝町 | ①移住促進 上限100万円 ②定住促進 上限50万円 | | 観光交流課 | 0858-43-3514 | http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/374/1325/24840.html | 同居する中学生以下の子ども1人につき、20万円の補助金を加算 三朝郡市計画区域外の場合、①上限150万円 ②上限75万円 |
| 湯梨浜町 | 上限50～100万円(補助率 整備費の100分の5～10)※住宅購入も含む | | 企画課 | 0858-35-5305 | https://www.yurihama.jp/sosshiki/3/1553.html | 令和3年4月1日現在で夫婦のどちらかが35歳以下、または中学生以下の子どもを2人以上養育している世帯が対象。 地域・団地によって限度額が異なる |
| 琴浦町 | | | 建設住宅課 住宅係 | 0858-55-7804 | | |
| 北栄町 | | 町内の事業者に発注する場合 上限50万円 ※県内の事業者に発注する場合、補助金額は約2分の1 | 環境エネルギー課 | 0858-37-3116 | http://www.e-bokuuinfo/6648.htm | 省エネ改修工事であること 工事内容によって補助金額が異なる |
| 米子市 | | | 住宅政策課 | 0859-23-5263 | | |
| 境港市 | | | 建築営繕課 建築指導係 | 0859-47-1062 | | |
| 日吉津村 | | | 建設産業課 | 0859-27-5953 | | |
| 大山町 | | | 企画課・営業企画室 | 0859-54-5202 | | |
| 南部町 | 対象工事の3分の1(上限60万円) 内の事業者に発注する場合、上限80万円 | | 建設課 | 0859-66-3115 | https://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kensetsu/19/ | 新築・購入・増改築及びリフォームを行う「三世同居世帯等」が対象 工事費用が10万円以上であること |
| 伯耆町 | | | 地域整備課 | 0859-68-5539 | | |
| 江府町 | | 対象費用の1/2(上限100万円) | 住民課 | 0859-75-3223 | https://www.town.kofu.jp/2/seido/q145/m140/ | 移住者が空き家に入居する際に必要となる改修工事や家財処分等にかかる費用が対象 |
| 日南町 | | 対象費用の5分の1(上限40万円) | 住民課 | 0859-82-1112 | http://nichinan.sanin.jp/p/1/15/7/9/3/ | 工事に要する費用が20万円以上のもので、 町内事業者 が施工するものに限る |
| 日野町 | 若者世帯：上限150万円 上記以外：上限100万円 | | 企画政策課 | 0859-72-0332 | https://www.town.hino.tottori.jp/465.htm | 若者世帯：中学生以下の子を扶養または夫婦のいずれか一方の年齢が40歳未満の世帯 |
| 鳥根県 | | 対象費用の1/3(上限30万円) | (一財)鳥根県建築住宅センター | 0852-33-7268 | https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchiku/utaku/shienseido/shimane-tyoujunosumai-reform_ivoseshi.html | 子育て配慮改修、バリアフリー改修 工事施工業者が鳥根県内に本店を有するものであること。 |
| 鳥根県 | 鳥根県内住宅関連補助金一覧表 | | | | | |
| 松江市 | | 補助率10%(上限20万円) | 住宅政策係 | 0852-55-5099 | http://www1.city.matsuyama.shimane.jp/sumai/sumai/utakukansen_shienseido/chukoshutokushien.html | 築後20年以上経過した中古木造住宅を取得してから1年以内に行う工事 受付期間：令和3年4月12日から令和3年4月26日(17:15) |
| 安来市 | | | 建築住宅課 建築指導係 | 0854-23-3325 | | |
| 出雲市 | 固定資産税相当額(5年間助成) 上限10万円/年 | 工事費の20%(上限50万円) | 縁結び定住課 | 0853-21-6629 | https://www.city.iizumo.shimane.lg.jp/www/contents/1616394267799/index.html | 市内に本店を有する施工業者に発注して行う工事が対象(地域・世帯によって助成額が異なる) リフォームは工事費が50万円以上のもの |
| 兵庫県 | | 40万円～ | 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅政策半 | 078-341-7711 | https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiva/sato-akiva.html | 市街化区域以外の空き家の改修 対象工事費によって補助額が異なる |
| 新温泉町 | | 工事費用の1/10(上限10万円) | 商工観光課 | 0796-82-5625 | https://www.town.shimonoseki.hyogo.lg.jp/page/index.php?mode=6&tab=3&page_id=4c80e7cfc4a62c8e0395c4d8a36b1a | 町内に店舗等を有する業者を利用して施工し、工事費用が50万円を超えるもの |
| 豊岡市 | | 4万円～ | 健康福祉部 高齢介護課 保険給付係 | 0796-24-2401 | https://www.city.toyooka.lg.jp/kuasshi/tehsuzuki/utaku/utakushirasei/001006.html | 将来に備え高齢者に対応した住宅に改修 65歳以上の方がいる世帯で、収入・所得要件、補助要件あり 補助基準額によって助成額が異なる |
| 養父市 | | 補助対象経費の3分の1 ※上限 住宅：100万円 建築物：300万円 | 土地利用未来課 | 079-664-1410 | https://www.city.yabu.hyogo.jp/kuasshi_tetsuzuki/kuasshi_sumai/hog/2350.html | 土砂災害特別警戒区域内の住宅及び建築物を改修し、土砂災害に対して安全な構造とするもの(リフォームなどの他の工事は補助対象外) |
| 朝来市 | 基本補助：住宅取得額の100分の4 (限度額40万円) + 加算補助 | | 総合政策課 (あさご暮らし応援係) | 079-672-1492 | http://www.city.asago.hyogo.jp/c/p/0000006120.html | 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に市内で住宅を取得した者が対象。 ※申請受付は毎年1月中。 |